



WORLD ATHLETICS
CHAMPIONSHIPS
T O K Y ● 2 5

東京2025世界陸上競技選手権大会 権利保護ガイドライン

1. はじめに

本ガイドラインは、World Athletics（世界陸連）（以下「WA」という。）及び公益財団法人東京2025世界陸上財団（以下「当財団」という。）が保有する東京2025世界陸上競技選手権大会（以下「東京2025世界陸上」又は「大会」という。）に関連する単語、画像、マーク等の「公式マーク等」に関する保護の概要を説明するものです。

東京2025世界陸上に関する「公式マーク等」は、商標法、著作権法、不正競争防止法、その他法令によって保護されており、自由に使用することはできません。

「公式マーク等」を使用する際は、WAの承認が必要となります。

なお、本ガイドラインは定期的に更新される場合があります。最新版は【<https://worldathletics.org/jp/competitions/world-athletics-championships/tokyo25>】をご確認ください。

使用が認められる組織／団体／事業

- (1) スポンサー等権利者（WAスポンサー、東京2025世界陸上スポンサー、大会放送権者、商品ライセンサー等）
- (2) 日本陸上競技連盟
- (3) 新聞社、テレビ局、雑誌社などの報道機関（報道目的のみ）
- (4) その他、WAが使用を認めた組織／団体／事業

※上記(1)～(4)が「公式マーク等」を使用する場合、その使用できる権利・品目については、WAが許諾したものに限りします。

2. 保護対象となる「公式マーク等」

「公式マーク等」は、登録、未登録にかかわらず、商標法、著作権法、不正競争防止法、詐称通用に関連する法令、その他各種法令により保護されています。なお、以下は「公式マーク等」の一例です。

(1) WAコーポレートマーク (WAロゴ)



(2) 大会ロゴ



(3) 大会名称

東京2025世界陸上競技選手権大会
東京2025世界陸上

2. 保護対象となる「公式マーク等」

(4) 大会マスコット



(5) カリグラフィー



カリグラフィーは、大会ロゴと一体で使用しなければならない。

2. 保護対象となる「公式マーク等」

(6) 大会ルック



「公式マーク等」を使用できるのは、前述の使用が認められる組織／団体／事業のみです。

スポンサー等権利者以外が、許可なく「公式マーク等」を使用することや東京2025世界陸上やWAとのつながりを連想させることは禁止されています。

3. 法的保護

東京2025世界陸上に関する知的財産は、日本国内において「商標法」、「不正競争防止法」、「著作権法」等により保護されています。知的財産の不正な使用が発覚した場合、罰則の適用を受ける場合があります。

(1) 商標法

商標権侵害の禁止

商標法上、商標権者は、指定商品又は指定役務について登録商標の使用をする権利を専有すると定められています（第25条）。

適法な許諾なくこれらの使用をする行為のほか、指定商品もしくは指定役務についての登録商標に類似する商標の使用又は指定商品もしくは指定役務に類似する商品もしくは役務についての登録商標もしくはこれに類似する商標の使用、又はこれらの準備行為も当該商標権を侵害する行為とみなされます（第37条）。

不正な使用が認められた場合、差止請求の対象となり（第36条）、また損害賠償請求の対象となります。

刑事罰

商標権を侵害した者は、10年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科すると定められています（第78条）。

また、商標権を侵害する行為とみなされる行為を行った者は、5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科すると定められています（第78条の2）。

(2) 不正競争防止法

周知ないし著名な商品等表示の禁止

他人の商品等表示（商号、商標、標章など商品又は営業を表示するもの）として需要者の間に広く認識されているものと同一もしくは類似の商品等表示を使用し、他人の商品又は営業と混同を生じさせる行為や、自己の商品等表示として他人の著名な商品等表示と同一もしくは類似のものを使用する行為は不正競争に該当すると定められています（第2条第1項第1号、第2号）。

これらの行為は侵害の差止請求及び損害賠償の請求の対象となります（第3条、第4条）。

3. 法的保護

刑事罰

一定の目的で第2条 第1項 第1号又は第2号の不正競争を行なった者は、5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科すると定められています（第21条 第2項 第1号、第2号）。

(3) 著作権法

著作権侵害行為の禁止

他人が著作権を有する著作物（大会ロゴ、大会マスコットなど）を、著作権者の許可なく利用する行為（複製、譲渡、公衆送信、翻案等）は、著作権侵害行為に該当し、侵害の差止請求（第112条）及び損害賠償請求の対象となります。

刑事罰

著作権を侵害した者は、10年以下の懲役もしくは、1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科すると定められています。（第119条第1項）

4. 宣伝／広告利用の禁止、関係捏造の禁止

スポンサー等権利者以外（法人、団体、個人を問わない。）が、許可なく商業目的で東京2025世界陸上やWAとの関係性を示唆することは、アンブッシュマーケティングとして禁止されています。

許可されない事例：

- X 事業を宣伝するSNS投稿に大会ロゴを使用すること
- X スポーツ用品店の広告に大会マスコットを使用すること
- X 「東京2025世界陸上割引」をうたうSNS投稿をすること

留意点：

- ・ スポンサー等権利者以外が、自社の事業やブランドを大会スポンサーのように見せかける広告や宣伝活動は禁止されています。
- ・ 競技会場における広告は、厳格に管理されています。
- ・ 東京2025世界陸上に出場する各国代表選手団の選手の名前、画像、ロゴも保護されています。これらを選手の同意なしに商業目的で使用することはできません。
- ・ 選手や各国代表選手団のスポンサーは、WAや東京2025世界陸上のスポンサーであると第三者に誤認されないよう、協賛の対象を明確化してください。

5. 画像・映像の使用

大会において撮影された公式画像や公式映像は、WA、公式放送権者、公式写真エージェンシーが管理しています。また、WAは過去大会の映像や画像も管理しています。これらは、著作権により保護されており、許可なく使用することはできません。

観客や選手は、私的目的のために、大会の写真や動画を撮影することができます。ただし、撮影した写真や動画は、撮影者の許諾の有無にかかわらず、商業目的のために使用することはできません。

許可されない事例：

- X 東京2025世界陸上の映像をWAの許可なく広告宣伝に使用すること
- X 自社従業員が東京2025世界陸上で撮影した男子100メートル決勝のスタート写真を、自社のSNSで使用する事

6. チケットプロモーション

WAや当財団の許可なく、商業目的のために大会チケットを使用してはなりません。大会チケットを利用したキャンペーン等は、スポンサー等権利者のみが行うことができます。無許可のチケットプロモーションを通じて入手したチケットは、無効になる可能性があります。また、無許可のチケットプロモーションを実施した主体に対しても、国内法に基づき措置が講じられる可能性があります。

許可されない事例：

- X 「東京2025世界陸上チケット獲得キャンペーン」の実施
- X 「●●選手の最後の走りを見られるチャンス」をうたった広告

7.会場内外での禁止行為

（１）スタジアムでの禁止行為

スタジアム内での広告活動は、厳格に管理されています。広告の掲示、何らかの宣伝とみなされる活動、およびスポンサー以外の企業名を目立たせる行為を行ってはいけません。

特定の企業の旗を掲げる、集団で特定の企業の社名、ロゴ等を着用して応援する等、アンブッシュマーケティングと認められる行為や、その他チケット利用規約に違反する宣伝・広告行為があった場合は、入場をお断りするか、退場していただきます。

（２）スタジアム周辺およびマラソン・競歩コースでの禁止行為

スタジアム周辺および競歩コースの地域では、屋外広告物条例で広告の掲示が規制されています。

一般交通に著しい影響を及ぼすビラ配り、サンプリング、宣伝物や広告物の配布などを行うことは、禁止されています。

許可されない事例：

X 自社名が入ったバナーのスタジアムでの掲示

X 自社ロゴ入りの旗またはスティックバルーンの観客への配布

Ver. 2 2025年 7 月

【問い合わせ先】

公益財団法人東京2025世界陸上財団 業務室業務開発部業務開発課

住所：〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎35階北塔

メールアドレス：rightsprotection@WATokyo25.com